

# 東京圏から山鹿市に移住し、就職や起業等を行う方を応援します！

## 支援金の額

**世帯：100万円 単身：60万円**

・R5年4月以降、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者一人につき100万円をプラスします！

## 申請対象者

**東京圏（※1）から山鹿市に移住し、下記（※2）に該当する方**

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の市町村を除く地域

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

※2 以下の1～4のいずれかに該当する方が対象です。

### 1 就職に関する要件（①、②のいずれかに該当する方）

- ① 移住支援金の対象として「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人への就業であること
- ② プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと

### 2 起業に関する場合

- ・熊本県が募集する起業支援補助金の交付決定を受けていること

### 3 テレワークに関する要件

- ・自己の意思によって移住し、移住先で移住前の業務を継続していること

### 4 地域や地域の人々との関わりがある方（関係人口）に関する要件（①、②のいずれかに該当する方）

- ① 1年以上継続して山鹿市に住所を有していたこと
- ② 通算して3年以上山鹿市にふるさと応援寄附金の寄附をしており、かつ山鹿市お試し住宅を利用したことがあること

その他の要件は、裏面の簡易チェックシートでチェック！ →

## < 移住支援金の交付までの流れ >



# 移住支援金 簡易チェックシート

## 【共通】

チェック欄

(1) 次のいずれかに該当する。

※<在住>と<通勤>は、合算して通算5年以上でも対象。  
※東京圏内に在住して東京23区内の大学等に通学した後、東京23区内の企業等に就職した者については、その通学の期間を通勤の期間とみなすことができる。

<在住>

移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住

<通勤>

移住直前の10年間のうち通算5年以上、東京圏のうち東京都(23区内を除く)、埼玉県、千葉県、神奈川県に在住し、東京23区内へ通勤(在住地の対象市町村は、表面※1参照)

(2) (1) の状況が移住直前に連続して1年以上である。

(3) 転入後1年以内である。

(4) 移住支援金の申請日から5年以上、山鹿市に継続して居住する意思がある。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでない。

(6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有する。

## 【就業の場合】

次のいずれかに該当する。

(1) ワンストップジョブサイトに掲載されている求人への就業である。

(2) プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用しての就業である。

## 【起業の場合】

申請日以前の1年以内に熊本県が実施する起業支援事業における起業支援補助金の交付決定を受けている。

## 【テレワークの場合】

山鹿市においてテレワークで勤務し、移住前の業務を継続している。

## 【関係人口の場合】

次のいずれかに該当する。

(1) 1年以上継続して山鹿市に住所を有していたことがある方で、令和5年4月1日以降の転入である。

(2) 通算して3年以上山鹿市にふるさと応援寄附金の寄附をし、かつ山鹿市お試し住宅を利用したことがある方で、令和5年4月1日以降の転入である。

**当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。**

**山鹿市役所 地域生活課までお問い合わせください。**



お問い合わせ先

山鹿市 地域生活課 Tel:0968-43-1114

Mail:chiiki@city.yamaga.kumamoto.jp